

平成25年7月5日（金）	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約第一グループ
担当	楠・大岩
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2633
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	平野・山本
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3627・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	服部・清水
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

## 入札・契約制度の改善について

公共工事における著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずるおそれがあることから、本県では、公共工事の入札・契約にあたって、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度などの運用により工事の品質確保等に努めているところですが、契約価格のさらなる適正化を図るため、平成25年7月16日から下記のとおり入札・契約制度の改善を実施します。

### 記

#### 1 改正内容

建設工事に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」の算定式について、一般管理費の算入率を30%から55%に引き上げる。

#### 2 改正時期

平成25年7月16日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用します。

※ 上記1の改正内容は、国土交通省の算定式及び「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）の改正（平成25年5月16日改正）に準拠しています。

※ 改正後の算定式は別紙のとおりです。

**別紙**

◆建設工事に係る「調査基準価格」の算定式（＝「最低制限価格」の算定式）について、工事の積算体系に応じ、下表のとおり改正します。（「失格判断基準」の算定式は変更なし）

平成25年7月16日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用します。

**建設部・企業庁**

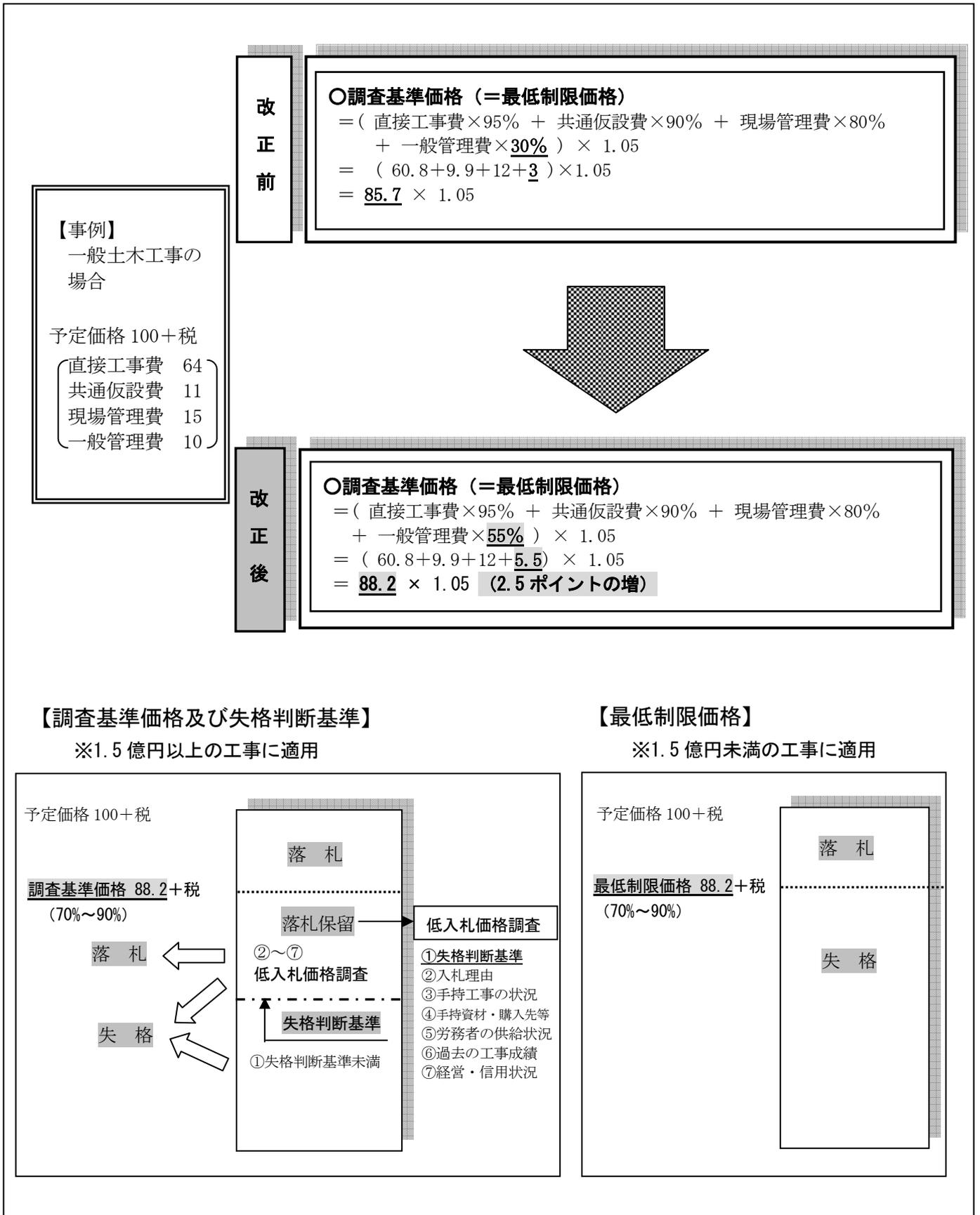
工種等		調査基準価格の算定式 (＝最低制限価格の算定式)	失格判断基準の算定式 (変更なし)
土木	一般土木工事 舗装工事等 (下記以外の土木系工事)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 75\% \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{現場管理費} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$
	土木系の 機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	$\left. \begin{array}{l} \text{機器単体費} \times 87.5\% \\ \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \ll \ast \ast \gg \\ \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$\left. \begin{array}{l} \text{機器単体費} \times 69\% \\ \text{直接工事費} \times 75\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$ 又は $\left. \begin{array}{l} \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{現場管理費} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$
建築	一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等以外の建築系工事)	$\left. \begin{array}{l} (\text{直接工事費} \times 90\%) \\ \quad \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% + \\ \quad \text{現場管理費}) \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$(\text{直接工事費} \times 90\%) \times 75\%$ 又は $\left. \begin{array}{l} \text{共通仮設費} \times 70\% \\ (\text{直接工事費} \times 10\% \\ + \text{現場管理費}) \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$
	昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	$\left. \begin{array}{l} (\text{直接工事費} \times 80\%) \\ \quad \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ (\text{直接工事費} \times 20\% + \\ \quad \text{現場管理費}) \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$(\text{直接工事費} \times 80\%) \times 75\%$ 又は $\left. \begin{array}{l} \text{共通仮設費} \times 70\% \\ (\text{直接工事費} \times 20\% + \\ \quad \text{現場管理費}) \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$

《※》土木系の設備工事に係る調査基準価格及び最低制限価格の算定式について、機器単体費の算入率を85%から87.5%に引き上げます。  
(国土交通省の算定式に準拠)

農林水産部

工種等	調査基準価格の算定式 (=最低制限価格の算定式)	失格判断基準の算定式 (変更なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 95%</li> <li>・共通仮設費 × 90%</li> <li>・現場管理費 × 80%</li> <li>・<u>一般管理費 × 55%</u></li> </ul> の合計額 ×1.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 75%</li> <li>又は</li> <li>・共通仮設費 × 70%</li> <li>・現場管理費 × 70%</li> <li>・一般管理費 × 30%</li> </ul> の合計額
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>機器単体費 × 87.5%</u></li> <li>・直接工事費 × 95%</li> <li>・共通仮設費 × 90%</li> <li>・現場管理費 × 80%</li> <li>・<u>一般管理費 × 55%</u></li> </ul> の合計額 ×1.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器単体費 × 69%</li> <li>・直接工事費 × 75%</li> <li>又は</li> <li>・共通仮設費 × 70%</li> <li>・現場管理費 × 70%</li> <li>・一般管理費 × 30%</li> </ul> の合計額
一般建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(直接工事費 × 90%) × 95%</li> <li>・共通仮設費 × 90%</li> <li>・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 80%</li> <li>・<u>一般管理費 × 55%</u></li> </ul> の合計額 ×1.05	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(直接工事費 × 90%) × 75%</li> <li>又は</li> <li>・共通仮設費 × 70%</li> <li>・(直接工事費 × 10% + 現場管理費) × 70%</li> <li>一般管理費 × 30%</li> </ul> の合計額

**参考 1** 調査基準価格及び最低制限価格の算定方式の改正イメージ



## 参考 2

### 【低入札価格調査制度】

入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札決定前に詳細な調査を行う制度。

建設工事においては、予定価格 1 億 5 千万円以上の競争入札に適用しています。

#### <調査基準価格>

入札価格がこの価格未満の場合、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための詳細な調査を行うこととなる基準となる価格。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、調査基準価格の算定式に当てはめて算出しています。

(ただし、調査基準価格の上限は予定価格の 90%、下限は予定価格の 70%)

#### <失格判断基準> (※今回、算定式の変更なし)

調査基準価格を下回った入札者の入札価格（入札価格のもととなる積算の内訳）が、この基準を下回った場合に、詳細な低入札価格調査を行うことなく、直ちに失格とする数値的基準。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、失格判断基準の算定式に当てはめて算出しています。

### 【最低制限価格制度】

入札価格が、最低制限価格未満の場合、その者の入札を失格とする制度。

建設工事においては、予定価格 1 億 5 千万円未満の競争入札に適用しています。

#### <最低制限価格>

最低制限価格の算定式は、調査基準価格と同じです。